

1.商法の基礎

1-1.商法のイメージ

(1)商法とは

六法＝憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法

『ポケット六法（有斐閣）』等に採録されている法律では：

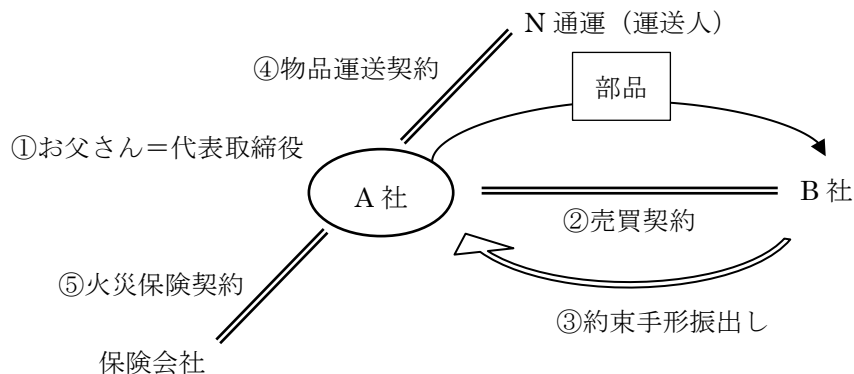
商法、会社法、保険法、手形法、会社法施行規則、会社計算規則 etc.

形式的意義の商法 ⇔ 実質的意義の商法

(2)商法が適用される場面

事例 1-a 「商法」が規律する場面

アカリさんのお父さんは、①A 株式会社（以下「A 社」）を経営しており、その代表取締役である。A 社は部品を製造し、②それを機械製造業者である B 社に販売している。B 社は、その代金の支払いを、③2 か月後を支払期日とする約束手形を振り出すことで行っている。A 社が B 社に部品を送り届ける際には、④N 通運に運送を依頼することが多い。A 社は工場の建物を保有しており、その建物について⑤火災保険に加入している。

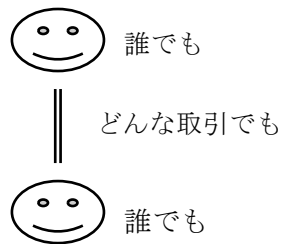


1-2. 商法の必要性

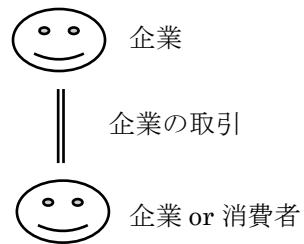
(1) 商法が必要な理由

事例 1-a ② : 売買契約

→ 民 555 以下 (売買) ・ 521 以下 (契約) ・ 90 以下 (法律行為) = 十分か?



[民法 = 一般法]

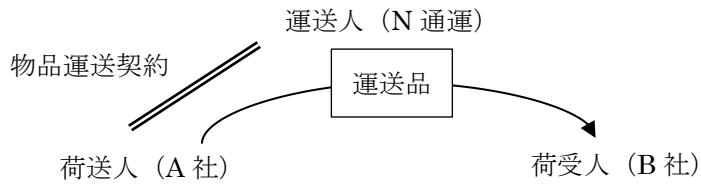


[商法 = 特別法]

→ 商法企業法説

(2) ビジネス・企業のニーズ

事例 1-a ④：物品運送契約——運送品が N 通運の不注意により損傷した場合は？



民法のルール＝民 415（債務不履行による損害賠償）・民 166 I（消滅時効）

but 運送業者の性格（大量の荷物を取り扱う）

→商法のルール（運送人の責任の消滅）

・商 584 I（異議をとどめない運送品の受取り）

・商 585 I（短期消滅時効）

* 宅配便の場合は約款で異なるルール

1-3.商法の歴史と分野

(1)日本の商法の歴史

明治 23 年旧商法（ロエスレル〔Hermann Roesler〕商法）

総則
第 1 編 商ノ通則
第 2 編 海商
第 3 編 破産 -----▶

* 第 1 編に商法総則、会社、商行為、保険、手形のルールが定められる

旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）

明治 32 年制定当時の商法

第 1 編 総則
第 2 編 会社 -----▶
第 3 編 商行為
第 1 章～第 9 章（略）
第 10 章 保険 -----▶
第 4 編 手形 -----▶
第 5 編 海商

会社法（平成 17 年法律第 86 号）

保険法（平成 20 年法律第 56 号）

手形法（昭和 7 年法律第 20 号）・
小切手法（昭和 8 年法律第 57 号）

現在の商法（会社法制定以降）

第 1 編 総則
第 2 編 商行為
第 3 編 海商

(2)日本の商法のルーツ

明治 32 年商法
明治 23 年旧商法



1897 年ドイツ商法典
1861 年普通ドイツ商法典
1807 年フランス商法典



中世地中海商業都市（ベニス、ジェノバなど）の商人階級の慣習法

明治 29 年民法
明治 23 年旧民法



1896 年ドイツ民法典
1804 年フランス民法典

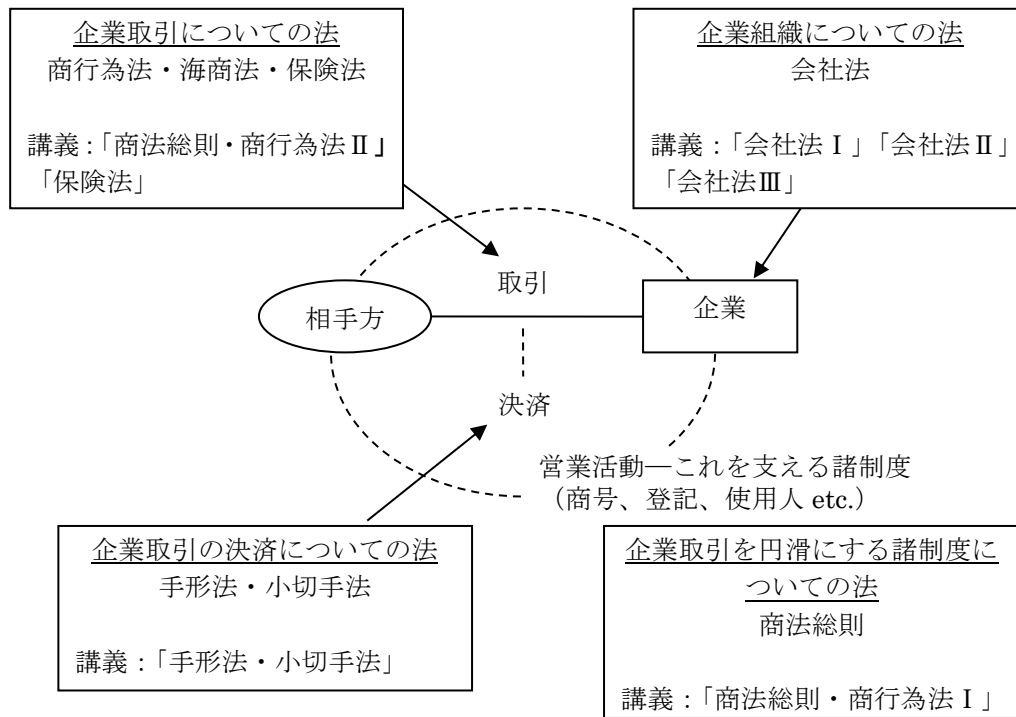


教会法
フランク・ゲルマン法
ローマ法

} 日本での法典継受

} 近代法典の成立

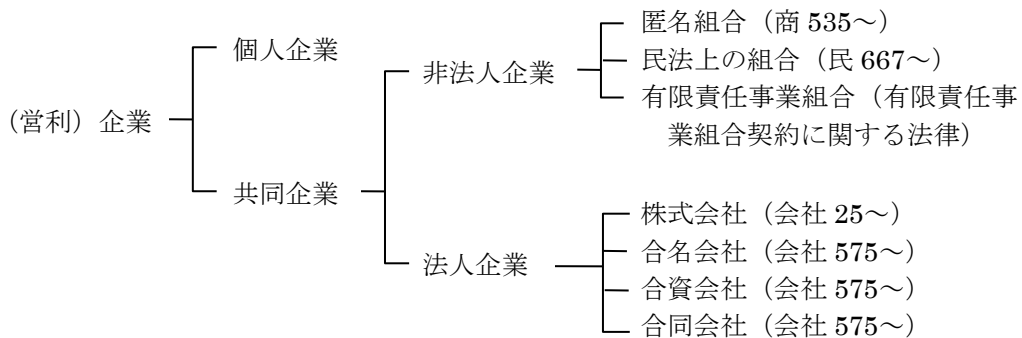
(3)商法の諸分野



(a)企業組織についての法

「大企業」「中小企業」「個人企業」

企業（営利企業）＝利益を得るために事業活動（ビジネス）を行う主体



会社＝企業をやるときの仕組み（フォーマット）の1つ

→運営等についてのルールを定めるのが会社法

(b)企業取引に関連する法

3つの分野

- ・企業取引そのものについての法：商行為法・海商法・保険法
- ・企業取引の決済についての法：手形法・小切手法
- ・企業の取引を円滑にする諸制度についての法：商法総則

事例 1-a②→商行為法（商法第2編）

事例 1-a③→手形法

商法総則＝企業取引を円滑にするための色々な制度を用意するもの

例：商業登記（株式会社：会社 911Ⅲ）